

**作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
（作業員宿舎等経費助成）（石川県）の
運用等に関するQ & A**

令和6年3月版

<目 次>

【助成対象とする中小建設事業主】

- Q 1-1 助成対象とする中小建設事業主の定義如何。 P 1
- Q 1-2 公共工事を原則対象外とする理由如何。 P 1
- Q 1-3 公共工事とは具体的にどの範囲を指すのか。 P 1

【助成対象とする事業の内容】

- Q 2-1 新規メニューにおいて助成対象とする具体的な事業の内容如何。 P 1

【事業別の具体的運用について】

<各事業共通事項>

- Q 3-1 同一事業主の一事業年度あたり支給上限額については、作業員宿舍、賃貸住宅、作業員施設のそれぞれについて200万円ですか。 P 2
- Q 3-2 同一事業主の一事業年度あたり支給上限額については、申請する事業主それぞれの会計年度と考えて差し支えありませんか。 P 2
- Q 3-3 購入による施設の設置は助成対象となりますか。 P 2

<作業員宿舍>

- Q 4-1 「事業経営の必要上設置され」とは具体的にどのようなものですか。 P 3
- Q 4-2 事業者からプレハブをリースして使う費用については助成対象となりますか。 P 3

- Q 4-3 他の事業者が建てた宿舍を、従業員に貸す場合に、他の事業者に対して払う使用料は助成対象となりますか。 P 3
- Q 4-4 複数の工事に対応するため、まとめて1つの宿舍を設置する場合は対象となりますか。 P 3
- Q 4-5 複数の作業員宿舍を設置しても対象となりますか。 P 3
- Q 4-6 J V（共同企業体）として賃借する場合も申請は可能か。 P 4
- Q 4-7 民間工事をメインに行っていますが、一部公共工事も行っており、公共工事に従事する作業員も同じ宿舍に住ませたいが、助成対象となりますか。 P 4
- Q 4-8 会社の敷地内に宿舍を設置する場合は対象となりますか。 P 4
- Q 4-9 従事する工事は決まっていないが、労働者の住宅として設置する場合は助成対象となりますか。 P 4
- Q 4-10 トレーラーハウスを設置する場合は対象となりますか。 P 4
- Q 4-11 共同住宅形式ではなく、プレハブの1人居住の住宅を複数設置する場合は対象となりますか。 P 5
- Q 4-12 2ヶ月目以降の工事の予定が未定ですが対象となりますか。 P 5

<賃貸住宅>

- Q 5-1 60km 以上離れたところに居住している既存の社員を自社の近くに転居させる場合は対象になりますか。 P 5
- Q 5-2 助成対象は公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介によるものに限定されているが、「等」とは具体的にどのようなものですか。 P 5
- Q 5-3 1つの物件に新規採用者を2名居住させた場合、支給上限額は3万円/月の2名分として6万円/月となりますか。 P 5

Q5-4 賃貸物件に入居する新規採用者から賃料を受け取ってよいですか。 P6

<作業員施設>

Q6-1 国交省直轄工事で整備する「快適トイレ」については、積算に経費が含まれていますが、併給調整が行われることとなりますか。 P6

Q6-2 施設の一部を賃借によらない方法で設置した場合は支給対象となりますか。 P6

Q6-3 一連の建設工事の期間において工区の移動があるため、これに伴う作業員施設の移設が生じますが、助成対象になりますか。 P6

Q6-4 移動できるものという要件がありますが、どのような設備を想定しているのですか。 P6

Q6-5 会社の駐車場に設置する場合には助成対象となりますか。 P7

【事業の計画】

Q7-1 事業の計画は年度を跨いだ計画期間とすることも可能ですか。 P7

Q7-2 作業員宿舎と作業員施設への助成を計画する場合、同時に計画書を提出することは可能ですか。 P7

Q7-3 令和6年1月1日の発災後以降にすでに取組を進めているものは対象となりますか。 P7

Q7-4 計画の変更はどのような場合に必要ですか。 P7

【支給申請】

Q8-1 支給申請書の提出は、個別事業の終了月の区分に応じて提出期間が規定されていますが、四半期毎に申請することは可能ですか。 P8

Q 8 - 2 いつまでに支給申請書を提出すればよいですか。 P 8

【各種書類等】

Q 9 - 1 <作業員宿舎>民間工事に従事した日数の算定について、1日の勤務のうち、民間工
事と公共工事の両方に従事した場合にどのように取り扱えばよいですか。
. P 8

Q 9 - 2 <作業員宿舎>宿舎利用実績確認シートの記載方法について、総稼働日数及び民間
工事に従事した日数等は自己申告で記載してよいですか。 P 9

【助成対象とする中小建設事業主】

Q 1 - 1 助成対象とする中小建設事業主の定義如何。

(A)

次の条件を満たす中小建設事業主が対象となります。

- ・ 令和 6 年 1 月 1 日以降に開始した石川県内の建設工事を担う者。
- ・ 建設労働者を雇用して建設事業を担う者
- ・ 雇用保険に加入していること
- ・ 雇用管理責任者を選任していること
- ・ 「建設の事業」としての雇用保険料率の適用がされていること

又は国土交通大臣または都道府県知事から建設業の許可を受け、「一般の事業」又は「農林水産清酒製造の事業」としての雇用保険料率が適用されていること

Q 1 - 2 公共工事を原則対象外とする理由如何。

(A)

公共事業では作業員宿舎等について経費として計上可能であり、本来公共事業として支出されるべきものであること等の観点を踏まえたものです。

Q 1 - 3 公共工事とは具体的にどの範囲を指すのか。

(A)

国、都道府県、市区町村（国等）が発注する建設工事のほか、民間事業者等が建設事業を行うに当たって国等が購入や賃借を予定しているものを公共事業としています。

【助成対象とする事業の内容】

Q 2 - 1 新規メニューにおいて助成対象とする具体的な事業の内容如何。

(A)

石川県内に所在し、令和 6 年 1 月 1 日以降に開始した工事現場での作業等を行う建設労働者のための作業員宿舎、賃貸住宅及び作業員施設（トイレ、休憩室、更衣室、シャワー室、浴室及び食堂）の賃借事業が助成対象となります。

【事業別の具体的運用について】

<各事業共通事項>

Q3-1 同一事業主の一事業年度あたり支給上限額については、作業員宿舍、賃貸住宅、作業員施設のそれぞれについて200万円ですか。

(A)

作業員宿舍、賃貸住宅、作業員施設の3つのメニューの合計の支給上限額が200万円となります。

Q3-2 同一事業主の一事業年度あたり支給上限額については、申請する事業主それぞれの会計年度と考えて差し支えありませんか。

(A)

一つの事業主に対する「一の年度」とは、支給申請年月日を基準とし、当該支給申請年月日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間です。

【例】事業の計画・実施後、支給申請書を令和6年5月1日に提出した場合、令和6年度の1年度間で支給上限額を判定します。したがって、例えば、令和5年度に行った計画の支給申請が令和6年度となり、別途新たに行う計画の支給申請も令和6年度となる場合は、同じ「一の年度」になるため、支給上限額には留意が必要となります。

Q3-3 購入による施設の設置は助成対象となりますか。

(A)

対象となりません。

購入した作業員宿舍については、事業主の資産となります。これに助成することは、助成金の目的である工事の期間中の労働者の雇用管理の改善を超え、事業主の資産形成を助成するものとなることから、対象としていません。

また、その資産をその後も労働者の雇用管理の改善に利用するとしても、当該事実を将来にわたって確認することは事実上困難であり、また、権利関係を不安定にするものであることから、円滑に労働者の雇用管理の改善を支援しようとする助成金の対象にはそぐわないものです。

<作業員宿舎>

Q 4 - 1 「事業経営の必要上設置され」とは具体的にどのようなものですか。

(A)

建設工事を行うにあたり、共同生活の場所を確保し、複数の建設労働者を寄宿させることにより、円滑に工事を進めるために設置されるものです。

Q 4 - 2 事業者からプレハブをリースして使う費用については助成対象となりますか。

(A)

賃借により新たに設置するものであれば、対象となり得ます。但し、契約の相手方として対象とならない場合があります。(要領 0302f 二を参照)

Q 4 - 3 他の事業者が建てた宿舎を、従業員に貸す場合に、他の事業者に対して払う使用料は助成対象となりますか。

(A)

賃借により新たに設置するものであれば、対象となり得ます。但し、契約の相手方として対象とならない場合があります。(要領 0302f 二を参照)

なお、事業経営の必要上、従業員を住ませるものであり、無償で供与するものであることに留意してください。

Q 4 - 4 複数の工事に対応するため、まとめて1つの宿舎を設置する場合は対象となりますか。

(A)

対象となります。

Q 4 - 5 複数の作業員宿舎を設置しても対象となりますか。

(A)

1宿舎あたり2人の要件等をそれぞれクリアしていれば、施設毎に申請ができます。なお、一事業者につき、一事業年度200万円が支給上限となります。

Q 4 - 6 J V (共同企業体) として賃借する場合も申請は可能か。

(A)

J Vは従業員を雇用しておらず申請主体となることはできません。

但し、J Vが賃借する作業員宿舎について、その費用分担が明確な場合については、構成員となる中小建設事業主が申請主体となって申請することが可能です。

Q 4 - 7 民間工事をメインに行っていますが、一部公共工事も行っており、公共工事に従事する作業員も同じ宿舎に住ませたいが、助成対象となりますか。

(A)

民間工事割合が3 / 4以上であれば対象となります。

Q 4 - 8 会社の敷地内に宿舎を設置する場合は対象となりますか。

(A)

対象となります。

Q 4 - 9 従事する工事は決まっていないが、労働者の住宅として設置する場合は助成対象となりますか。

(A)

従事する工事が決まっていない場合、作業員宿舎と評価できないため対象となりません。

Q 4 - 10 トレーラーハウスを設置する場合は対象となりますか。

(A)

民間工事がメインである場合に、共同住宅形式の作業員宿舎を賃借できない特別の理由があり、必要な面積等基準を満たしたうえで、建設業寄宿舍規程第五条以下の規定を踏まえた共同生活のルールとなる規程を定め、一つの敷地内で複数人の生活が認められる実態があるものは例外的に対象と認められます。

Q 4 - 11 共同住宅形式ではなく、プレハブの1人居住の住宅を複数設置する場合は対象となりますか。

(A)

民間工事がメインである場合に、共同住宅形式の作業員宿舎を貸借できない特別の理由があり、必要な面積等基準を満たしたうえで、建設業寄宿舍規程第五条以下の規定を踏まえた共同生活のルールとなる規程を定め、一つの敷地内で複数人の生活が認められる実態があるものは例外的に対象と認められます。

Q 4 - 12 2ヶ月目以降の工事の予定が未定ですが対象となりますか。

(A)

実績は1ヶ月のみで判断します。2ヶ月目以降はその後の工事の受注見込み又は受注見込みのないことについて説明ができれば対象となります。

<賃貸住宅>

Q 5 - 1 60km以上離れたところに居住している既存の社員を自社の近くに転居させる場合は対象になりますか。

(A)

地域外からの人材確保を支援することを目的としており、既に雇用している社員への住宅支援は対象となりません。

Q 5 - 2 助成対象は公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介によるものに限定されているが、「等」とは具体的にどのようなものですか。

(A)

地方公共団体や特別な法人による無料職業紹介事業、または建設業務有料職業紹介事業の許可を受けた団体からの紹介を指します。

Q 5 - 3 1つの物件に新規採用者を2名居住させた場合、支給上限額は3万円/月の2名分として6万円/月となりますか。

(A)

1つの賃貸物件に居住する算定対象となる労働者は1人のみであるため、1つの物件につき、3万円/月が支給上限となります。

Q5-4 賃貸物件に入居する新規採用者から賃料を受け取ってよいですか。

(A)

光熱水料その他これに類する経費等を除き、居住費を徴収する場合は当該助成金の対象とはなりません。

<作業員施設>

Q6-1 国交省直轄工事で整備する「快適トイレ」については、積算に経費が含まれていますが、併給調整が行われることとなりますか。

(A)

国土交通省直轄工事については、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事より、「快適トイレ」の設置を基本として積算に含むこととされております。このため、「快適トイレ」として積算に含まれたトイレについては本コースの助成対象となりません。

Q6-2 施設の一部を賃借によらない方法で設置した場合は支給対象となりますか。

(A)

施設や設備の全部又は一部について、賃借でなく新設工事により設置した場合は、新設工事に要した経費は助成対象にならず、賃借した部分が助成対象となります。

Q6-3 一連の建設工事の期間において工区の移動があるため、これに伴う作業員施設の移設が生じますが、助成対象になりますか。

(A)

計画届において、あらかじめ施設の移動がある旨を明記している場合は、作業員施設の移設に伴う運搬、設置等の経費について助成対象となります。

また、計画届の提出後に、作業員施設の移設が生じることが判明した場合は、移設を行う事前に計画の変更届を行えば助成対象となります。

ただし、工区の移動ごとに発生する運搬、設置費については、助成対象となりますが、撤去費については対象となりません。

Q6-4 移動できるものという要件がありますが、どのような設備を想定しているのですか。

(A)

基礎工事を伴わないプレハブ施設や仮設トイレ、仮設シャワーなどを想定しています。

Q 6 - 5 会社の駐車場に設置する場合には助成対象となりますか。

(A)

事業主等の店社及び団体店社の同一敷地に設けられるものは助成対象とは認められません。

【事業の計画】

Q 7 - 1 事業の計画は年度を跨いだ計画期間とすることも可能ですか。

(A)

可能です。年度を跨いだ期間としても差し支えありません。

Q 7 - 2 作業員宿舎と作業員施設への助成を計画する場合、同時に計画書を提出することは可能ですか。

(A)

複数施設の賃借事業を同時に計画する場合、事業ごとに別葉として提出してください。

Q 7 - 3 令和6年1月1日の発災後以降にすでに取組を進めているものは対象となりますか。

(A)

令和6年1月1日以降に開始された民間工事に対応するための施設であれば、対象となります。計画書の提出は原則2週間前までとしています。計画書の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に届出のあったものとみなすことができるものとし、その場合、令和6年1月1日以降に開始された対象期間について遡及して適用します。

Q 7 - 4 計画の変更はどのような場合に必要ですか。

(A)

次のような場合に計画の変更届を提出してください。

(作業員宿舎) 全員の建設労働者の入居日に変更が生じる場合

(賃貸住宅) 採用予定人数や賃貸住宅の変更が生じる場合

(作業員施設) 賃借期間の延長、所要費用の増額等に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合

【支給申請】

Q 8 - 1 支給申請書の提出は、個別事業の終了月の区分に応じて提出期間が規定されていますが、四半期毎に申請することは可能ですか。

(A)

支給申請は、事業終了月の区分に応じて提出することとしていますが、毎月の賃借事業の完了をもって四半期毎に申請することが可能です。

Q 8 - 2 いつまでに支給申請書を提出すればよいですか。

(A)

作業員宿舎については、入居を開始した日から1ヶ月後もしくは賃貸借契約の日から2ヶ月後のいずれか早い方の日から起算して2ヶ月以内に提出してください。賃貸住宅及び作業員施設については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

【各種書類等】

Q 9 - 1 <作業員宿舎>民間工事に従事した日数の算定について、1日の勤務のうち、民間工事と公共工事の両方に従事した場合にどのように取り扱えばよいですか。

(A)

1日の勤務のうち、民間工事に従事した時間が4時間以上ある場合は、その日を民間工事に従事した日と取り扱って差し支えありません。

Q 9 - 2 <作業員宿舎>宿舎利用実績確認シートの記載方法について、総稼働日数及び民間工事に従事した日数等は自己申告で記載してよいですか。

(A)

記載事項については、各申請者がご確認いただいた内容を記載してください。

なお、工事現場入場記録などの証拠書類は支給決定の翌年度から起算して5年間の保存をお願いします。